

Title	穂積博士著五人組制度論を読む
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一(Takimoto, Seiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.2 (1922. 2) ,p.215- 229
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220200-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

穂積博士著五人組制度論を讀む

穂積陳重博士著五人組制度論（菊版六百三十四頁）并五人組法規集（菊版六百九十五頁）穂積獎學財團より出版せらる（有斐閣發賣）。前者即ち五人組制度論は著者が曩々に明治三十五年法理研究會より刊行せられたる「五人組制度」を補正せられたるものなるも、卷帙舊著に數倍して、殆んど全く新作の一大部書となり、後者即ち五人組法規集は著者が前者の基本的論資とせられたる五人組帳九十三種を年代順に編輯せられたるものにして、コレは前者の附錄として見るべきものである。

「五人組制度論」は著者の他の名著「隱居論」と與に明治大正年間の二大著作であつて、流石法學界の最高威權者たる碩學の大名に背かざる不朽の良書たるべきは余輩淺學の固より辨を待たざる所であらう。殊に本書の題目たる五人組制度は古代制度の中でも最も複雜したるものゝ一にして、尋常學究の容易に手を下し得ざる所なるも、著者は其の該博の學識と熱心なる努力とに依つて、此の難問題を巧みに取扱ひ、微に入り細を穿ちて殆んど餘縕を残さず、其の結果が爾く整然組織的の體質を具備したる大成書となつて現はれ出たるは余輩の敬服措かざる所である。

謹んで本書内容を案するに全篇は總て六章に分ち第一章は「五人組制度の沿革」と題して總論、母法、沿革、の三節とし、第二章は「五人組の組織」と題して夫れゝ組織、組合員、五人組頭の三節となし、第

三章は「五人組帳」と題し、第四章は五人組法規と題し、第一節より第十四節に至る各節を總論、警察法、宗教法、吏員法、驛傳法、租稅法、勸農法、營業法、道德法、身分法、節用法、民事法、刑事法、訴訟法の十四項に分類し、第五章は「五人組の姊妹制度」と題して保甲制度、鄉約、英國法の十人組の三節に分ち、最後の第六章は「三制度の比較」と題するものであつて、附錄は山本大膳五人組帳全文と外に二十一頁の精細なる索引より成立するのである、是等の目次を一見したゞけでも本書が如何に完全のものなるかは明かであらう。

然れども本書の主眼とする所は恐らくは第四章であらう、第四章は紙數二百七十餘頁に涉り本書總頁の半分に近き紙面を占むるものならず、著者の所謂五人組法規なるものは此の制度の骨髓なれば著者は特に意を用ひて研究せられたるものと見へ、最も精細詳密を加へたる大論文にして、先づ最初總論に於ては其の法規の體裁に命令式と受命式の二種あることを述べ、一々其の例證を擧げて之を説明し、ソレより著者が五人組制度の主眼として、最も重大視せらるゝ警察法の事を始めとし他の諸節に就きてても、一々著者の豊富なる材料を掲記して之を詳論し、以て著者の根本思想たる五人組制度の歴史的內容が警察的より教化的社會的に進みたる事例を明證せられたるは本書の最も特色とする所なるべしと思はる。

我が國法制史の専門家にして是迄五人組制度の研究に從事し、其の意見を發表せられたるものも少なからざりしが、其の中にも三浦周行博士の如き其の「法制史之研究」中に收載せられたる「五人組制度の起源」と題する論文に於て稍や詳細に此の制度の起源變遷等を論述し居らるゝも、穂積博士の新著は全然ソレに異なりて前段に記したる如く最も大成したる大著作であつて、其の體裁は C. Gross の Gild

Merchant に類し、其の内容は Seelbahn の Village Community & Vinogradoff の Growth of the Manor に比し遙かに優つて居ると言ふも強ち好む所に阿るの言にあらざるべしと信す。

然れども徒らに讀辭のみを呈して、雷同附加するは學者に對するの禮にあらず、君子は和して同せずの古語もあれば余は本書讀過の際、一二不領解の點なきにあらざれば、左にその大要を記して著者の高教を仰がんとす。

著者が五人組制度の沿革を述べらるゝに當り、此の制度に於て五を以て組合せの單位としたる所以を最も詳細に説明して、原始的文化の人類が五を以て基本數となしたるは一般に行はれたる事實なれば此の制度に五人を單位となしたるはその基本數の觀念に基きたるものなりとし、最後に

古來學者の五人組制度を説く者、往々其起原を兵制に歸し、支那古代の兵制に「五人爲伍」とあるに倣ひたるものなりとする者あり……余輩は未だ兵政上「五人爲伍」の制と民政五保の制との間に源流の關係ある證據を發見すること能はず、却て兩者は其基く所を一にし、後に至りて分派したるものなるが如し、周禮、齊語、管子、荀子、史記等に民政軍政共に五を以て結束の單位となすの記事あるも其間に本末の關係あることを云ふもの無し、蓋し國家幼稚なるの時に當りては其機關の活動尙ほ未だ分化せず、祭事兵事政事皆同一の機關に依りしも、社會の展開發達すると共に其作用の分化するに至るものなるを以て前に論述せる如く人類が五を以て合數の單位と爲す自然の傾向に隨ひ、其始めは軍政民政共に五を團結の單位とせるも、後世兵政民政各其作用を殊にするに及び、軍伍の制は始めて五保の法を分化し、竟に後世の人をして其間に原因結果の關係あるものゝ如き誤想を起さしむるに

至りたるものと云ふべきが如し(本書五七一八頁)

と云つて第一章の結論とせらる、乃ち本文の主題を約言すれば支那古代の兵制に五人爲伍とあるは民政五保の制とは併存の事實にして、原因結果の關係なく(一)人類が五を以て合數の單位とするの傾向あるが故に軍政も民政も共に五を以て團結の單位とせるも(二)後世軍伍の制が五保の制と分化して各別個のものとなつたに外ならず(三)と云ふの意味に過ぎざるが如し、然れども著者の本文は甚だ不明瞭にして淺學なる我々をして其の主意を誤解せしむるの恐れなきにあらず、例へば著者が本文中に「祭事兵事政事皆同一の機關に依りしも、社會の展開發達すると共に其作用の分化するに至る」云々と述べらるゝは政將其のものには祭事兵事政事などの區別はありしも、之を施行する機關が同一であつたと云はるゝのか、將然らずして政務は皆混同して一つのものであつたと云はるゝのか、第一此の點が明瞭ならざるのである、若し前問の如く祭事兵事政事など全然區別が無かつたものと云はるゝならば、兵制上五人爲伍の制と民政五保の制などを始めより之を二個の事實として、その源流本末の關係を争ふ迄もなく「軍政民政共に五を團結の單位」云々と差別的の言辭を使用するに及はず、否使用することは論理の許さざる所であらう、若し又之に反して後問の如く祭事兵事政事など政務の區別は存在して居たるも、之を施行する機關が同一であつたと解するならば、勿論兵制五人爲伍の制と民政五保の制とは共存の事實であるとも云ひ得らるべく、又源流關係あつたとも云ひ得べく、何れにしても證據の問題に歸着するのである。

然れども斯くの如きことは殆んど疑問として提出するまでもなく、著者の意見は當然軍政と民政との

區別を認めず、五人組制度の胎兒を宿しつゝあつた社會幼稚の時代には勿論祭事政事等皆一つのものであつたと云はるゝのであらうが（余も固より其の説である）若し果して然りとすれば、其の當時社會を支配して居つた優勢の思想は（祭事は別問題として）軍政的のものであつたか、將民政的のものであつたか、即ち換言すれば斯くの如き幼稚なる國家に於て社會組織の根本を形成するものは軍事思想か、將民事思想か、何れが有力の要素なりしやが最も着眼を要するの問題である、之を要するに五人組制度は軍事が優勢思想であつた時代に受胎したるものなるか、將民事が優勢時代の胎兒であるかで其の起原を決定する一つの有力なる要素であると云はねばならぬ、然るに著者は此の點に就て何等の論證もなく、單に五の數が原始人類の基本數であると云ふの前提の下に、軍制の組織の一部分にあらざることを斷定せらるゝは余の聊か遺憾とする所である、殊に著者が本書の冒頭に「古來小團體は奇數の組成員より成るもの最も多きに居る」と云ふことを原始人種に就て立證せらるゝ所は假りに之を是認するとするも「五」を以て合數の單位とするは算數に關する觀念の進化上自然の基礎あるが爲めに稍進歩したる社會に於ても五を以て事物を纏括すること極めて多し」と云ひ、支那に於ける其の事例として、五行、五常、五倫、五體、五官、五臟、五色、五味、五音、五穀、五刑、五戒等の事を列舉し、又神代記の五部神、豐臣氏の五奉行などを引證せられたるも、コレは殆んど無意義の事で斯くの如き場合に五の數を冠するは其事物の實在に一致するが爲め若くは又偶然であつて、特に五の數を基本とするが爲めでも何でもあるまいと思はる、何となれば斯くの如き事は五の數に限らず、偶數の四でも六でも、其他何數でも澤山に之れある事例にして、一々之を列舉すれば際限ないのである、例へば四の數で云へば四維、四大（釋民の四大は儒の

五行の如し)四民、四聲、四書、四夷、四裔、四端、四姓、四海、四界、四季、四門、四隣、四絃、四面、四方、四道、四嶽、四皓、四天王、四神旗、四君子、四十八手、四百四病等枚舉に遑めらず、著者の擧げられたる豊臣氏の五奉行に對しては足利氏の四職もある、又六の數に就ては六龍、六軍、六典、六府、六藝、六經、六門、六具、六畜、六根、六尺、大部、六道、六玉川、六歌仙、六地藏等數へ來り數へ去らば、是亦殆んど際限なしと云はねばならぬ、一でも二でも乃至は九でも十でも皆その通りであつて著者が立證せらるる原始時代で數字の觀念すら全然欠缺して居つた社會(と云ひ得べくんば)ならばイザ知らず、苟も五人組制度の發生を想像し得らるべき程度に發達し來つた時代に於て、著者の云はるゝ如く五を基本數として、多くの事物が自然之に合致する様に構成せらるゝの傾向あつたとは、如何にしても余の想像し兼ねる所である。

著者は五人組制度の沿革を述べらるゝに當り、支那古代の軍制には餘り多く重を置かれずして、前に抜抄したる兩制度(軍制上五人爲伍の制と民政上五保の法)の源流關係に付從來の學者の誤謬を正されたる一文(僅か一頁)及三制度の比較論中に地方凡例錄を引いて其の誤謬を指摘せられた數言の外には此の兩制度の關係に論及せられたる所なく、唯單に「周禮、齊語、管子、荀子、史子等に民政軍政共に五を以て結束の單位と爲すの記事あるも、其間に本末の關係あることを云ふもの無し」と輕々に論斷せられて、五人組制度の起原は元來單純なる民政上の五保の法であつて、軍政の卒伍の制には與からざるものとの如く述べられ居るが、成程周禮以下の古典に此の兩制度の源流關係を明かに記しあることは勿論なかるべくも、周禮の記事に依れば著者が五保の名稱にて云ひ顯はさるゝ比間の比(五家)と軍制の卒伍の

伍（五人）とは同じく五の數に依つて結束するものなるも、二者全く其の意味を異にし、比は郷法の名目で五家を稱し、伍は軍法の名目で五人を稱するものにして、所謂五人組なる組合法は軍法に據る人數の單位であつたのである、然れども著者も云はるゝ如く太古は軍政も民政も固より明確なる區別がなく、農事も軍事も、其の事は一にして、平時は兵を農に寓すと云つて國民皆農村に於て耕耘に從事するも、一朝事ある時には直に軍伍に列して出征するのである、故に周禮の小司徒に比法を六郷の大夫に頒ち、萬民の卒伍を會するなどゝ云へば、比と伍との間に區別の存することを認めざるが如くなるも、其の實、五人爲伍、五伍爲兩、四兩爲卒、五卒爲旅、五旅爲師、五師爲軍とあるは一軍の編制法であつて、當時の田制は此の軍制に基いて組織したものであつて、軍旅を起し田役を作し追胥（警察、貢賦を爲すこと）皆悉く軍制を基礎となし（聖人の道即ち王制の諸制度が軍役に基きたる事は徂徠の鉛録の冒頭に論せり）整然と手足を使ふが如くならしむるを期圖したものであつて、之を總稱して役法と曰ふのである、黃道周が周禮伍兩軍師之法、此兵役也、師田追胥之法、此徒役也、府史胥徒之有備、此胥役也、比（清初版此に誤る）閭族黨之相保、此鄉役也（博物典彙卷十三）と云へるは全く此の事であつて、共に皆役法なるも、分けて云ふときは、兵役に於ては伍兩軍師軍とし、鄉役に於ては比閭族黨となし、比と伍とは共に五の數を以てするも比の五は家であつて、伍の五は人である、王鳴盛は其の著「周禮軍賦說」に於て最も明瞭に此の事に論及して左の如く云つて居る、

五人爲伍者、五家爲比、家出一人、在家爲比、在軍爲伍。五伍爲兩者、在鄉五比爲閭、閭二十
五家、在軍五伍爲兩、兩二十五人。四兩爲卒者、在鄉四閭爲族、族百家、在軍四兩爲卒、卒百人。五

卒爲旅者、在郷五族爲黨、黨五百家、在軍、五卒爲旅、旅五百人。五族爲師者、在郷五黨爲州、州二千五百家、在軍五旅爲師、師二千五百人。五師爲軍者、在郷五州爲鄉、鄉萬二千五百家、在軍五師爲軍、軍萬二千五百人(三、四枚)

王氏の説斯くの如く明白なるが、氏は又陳傳良の説を引きて「軍旅之法立於伍、成於卒、五人爲伍則手足耳目以相及、不待徽轍可別識、不待旌旗可以指揮、積而兩卒旅師軍、手足耳目不相及、而徽轍旌旗用焉」云々云ひ、又朱熹が出軍之制五人爲伍云々の説を據證し居るが、何れにしても五人を組合の単位としたるは軍の編制上、統卒指揮の便利に基きたるものであつて、原始時代の基本數を奇數の五とする云ふ様なる觀念より起つたものとも思へないのである、然しそれは兎も角も要は後來の五人組の始祖は軍法の伍(五人)であるか、郷法の比(五家)であるかの決定的問題であるが、余は著者の如く比であつて伍にあらずと斷定するの勇氣を持たないのである、否ドウかと云へば寧ろ(少なくとも五人組と云ふ名稱だけでも)比よりも伍の方から發達化成したものではなからうかと推定したい位である。

五人組制度の起原に關する卑見は大略斯くの如なるが、茲に此の制度の根本に就て著者の高敎を仰ぎたいのは、元來此の五人組なる團體は其の性質に於て行政區劃の單位なるか、地方自治體の單位なるかの問題である、著者が本書第四章に五人組法規として論述せらるゝ所のものは國家の五人組に對する法規なるか、五人組自體の制定したる規約の種類なるか、第四章を別冊法規集と對照熟讀するに著者が法規として取扱はるゝものゝ中即ち世俗に稱する五人組帳の前書には純然たる國法の或る部分を其の文

まに移寫したものあり、當該役所より其の五人組に命令したるものあり、又五人組其ものが任意に定めたるかと思はるゝ誓約らしきものも掲げられて居るのである、著者は此の法規なるものを二種に分類して命令式と受命式とせられ、前者即ち命令式は「何々の儀可停止」とか「何々の儀可訴出」とあるが如き命令的の文面に依るものと云ひ、後者即ち受命式とは「何々の旨奉畏候」とか「何々の事可申上候」などと請書的の文面を以てするものを云ふのであつて、成る程その文面上の形式より之を見れば確かに此の區別の存することを認むべきも、ソレは唯文法上の相違であつて、所謂法規の實質には何等の差別も認められないものである（著者も法規の體裁に就てのみ、此の分類をせられたのである）而して此の法規なるものゝ大部分は大抵當時幕府より時々公布したる一般法并國主城主奉行等より發したる命令若くは村々の習慣法等を思ひ／＼に抜萃編纂したものなれば五人組法規と稱するも、其の實は概皆前記の如き組以外の法規であつて、五人組に起因する法規でも何でもないのである、勿論其の中には純然たる相互申合の性質を帶びたる個條あるも、ソレは法令と云はんよりは寧ろ道徳上の規約であつて、例へば組合員お互に親睦を厚ふするとか、慶吊の贈答をドウするとか、將又一同節儉を守るとか云ふ様の事なるも、ソレでさへ多くは役所より令達したもの、若くは又村々の習慣などであつて、五人組自體に獨立の法令を發したもののは殆んど稀有の場合ではなきかと考へらるゝのである、即ち此の制度の法規なるものは著者の示さるゝ如く、少なきは唯だの一箇條より多きは百五十三箇條に涉るものあり、區々一定し居らずと雖も要する所その法規なるものゝ性質は大抵受動的又は義務的のものであつて、五人組其れ自體は他の法令を傳達執行するの機關に過ぎなかつたのであらう、果して然りとすれば此制度は行政機關の設

備不完全なる時代に於て行政上(勿論軍政を包含す)の不備欠漏、就中法令の傳達執行を目的とする補助機關として發達したものではなからうかと思はる、周禮王制の時代に於ける五人組制度の始祖は前記の通り軍制卒伍の編成法に起りたるものなるべきも、徳川時代に於ける五人組制度(著者の研究題目)は如上の性質を帶べる行政の補助機關で中世紀のマナア若くはギルドよりも、制度として一層不完全なるものであつたのであらう、マナアやギルドは其の組織の規模の大なること、其の行事の自働的なること等より之を觀察し、又殊に其の組成員に對して或る種の司法權を有したる事などを考ふれば單純なる行政機關にあらずして慥かに自治團體と認め得らるゝも五人組制度は固よりソソンな性質のものとも云へないのである、然るに著者は五人組法規、五人組法令などの語を屢々使用せられ、此の法規(或は法令)を十三種に分類し、其の中に警察法、吏員法、租稅法、民事法、刑事法、訴訟法等の類目あるを見れば讀者をして五人組制度は立派なる自治團體の單位であつたかの如く誤解せしむる、恐れなきにあらざるが如し、否著者は三制度の比較論(第六章)中には往々明かに自治團體であつたとも云はれて居る様である、余は著者に依つて與へられたる五人組法規の智識だけを以て反覆推考するに此の制度が自治團體の單位として認めらるゝ程度に發達したものとも信じないのであるが、著者は此の點に於ては特に専門の博學者なれば、余は此の制度がソソンな機能を有して居つたものなるや否を今少し明確に教へられんことを欲するのである。

今一つ著者の教を仰がんとするは、五人組制度の姊妹制度として示されたるタイシング(tithing 十人組と譯す)の事で、コレハ本書の批評としては固より枝葉の論に涉るべしと信ずれども、之を機會に一

言して余が疑を質さんと欲するのである。ソレは他にあらず。著者は「タイシングとは古代英國に於て十人を以て一組となし、之を地方行政組織の單位としたるもの、名稱なり」(五〇〇頁)と述べられ居るも、英國の古代とは勿論アングロ・サクソン時代を指さるものなるべきが、當時同國の地方行政組織の單位としてハンドレッド (Hundred) の下級團體にタイシングなるものありたりとは余の初めて聞知する所である。ハンドレッドが曾て學者間に行はれたる通説の如く Hydarii と稱する百戸のハイド (或る區域の耕地) 所有者より成立したる團體であるか又はヴィノグラード等の云へる如く百人の武士の團體であつたものなりとすれば、之を譯して百人組と稱し、タイシングは其の十分一なる十人組としてハンドレッドの下級團體であつたとするは當然推定し得らるゝ所なるも、余の知る所ではハンドレッドとタイシングは其の成立の根本に於て上下從屬の階級的關係を有するものにあらず、タイシングは遼遠なる上古に於ける tithe の貢獻組合より起りたるものなるべく、ハンドレッドも亦古き歴史を有する行政組織の一部であつたものなるも、十人組の自乘數として組成せられたるものではなく、全く別種の起源を有する地方區劃であつて村(village) 及郡(country)との間に於ける小地域の面積(各ハンドレッド皆其の廣狹を異にする)を有する團體である。然るにタイシングは其の起源は上古草昧の世に敵の捕獲物(捕虜とした人間も含む)の十分の一を海神へ奉獻したとか、又農作物の十分の一を國家へ貢納するとか云へる様なる意味に於て、國民一般に貢獻の義務を負はされたるより、此の義務を確實に遂行する手續、即ち十人なり何人なり、便宜に組合つて、連帶責任を以つて之を果すと云ふの目的に出でたるものであるが、コレがノーマンのウイリヤム戰勝王の時代に至り、納租に對する共同擔保の制として利用せられ、例の有名な

るドゥムス・デー・ブック(大地方名鑑)に掲げられて、其の規定の一一部分となつたのである。故に此のタイシングは、ハンドレッドが或る時代に行つて居つた重要公務の一部分を擔當して居たる事實ありしのみならず、英國史上に著名なるエドガー王(Edgar 王は十世紀頃の人)の「ハンドレッド法」に於てはハンドレッド内の住民は必ずタイシングの組合を組織して、其の組合員の非行に對し連帶の責任を負ふべしと規定する等の事ありしも。タイシング其のものがハンドレッドの下級に立つ自治團體であつたとか行政組織の單位であつたとか云ふ様なことは余の未だ聞かざる所である。タイシングが行はれつゝあつた同時代に frith gild なるものあり、是も亦同種の團體であつて組合員の非行に對し、連帶責任を負ひ、相互に親睦し相互に保護するの機關となつて居つたのである。行政機關の不備なりし中世紀時代には斯くの如き公私混同の制度は少なくなかつたのであるが、是等は事實必ずしも行政組織の一部分でもなかつたのであらう。

之を要するに余が著者に教を乞はんとする點は(一)は五人組の始祖は全く軍制に關係なく、其の血統に於ては果して傍系に屬するものなるや否である(二)は五人組制度は自治團體であるや否である(三)はタイシングとの比較論であるが、(一)の問題は著者は餘りに之を閑却し、五人組制度は六郷六遂を以て其祖法と爲すものなるを以て六軍の制は其祖法としては寧ろ傍系に屬するものと謂はざる可らず、況んや六軍之制の管轄は武官たる大司馬に屬し、六郷六遂の制は司徒に屬するに依りて觀るも二者其系統を異にすることを知るに足るべきなり(五四八頁)と云はるゝも、周の官制は斯くの如く判然たるものにあらず、文武官を兼ね、兵農事を同ふするを以て、其の特色とするのであつて、一朝有事の際には六

卿皆將帥となり、農民皆卒伍となるのである、故に王氏（鳴盛）が葉適の言を引き、「大司馬制六軍則兵屬二大司馬矣、至於軍族大事一則五官預有事焉、著古者寓二兵于農、寓二將於卿、命レ卿爲レ將、此有事之時也、無事而統兵亦不ニ專屬ニ之司馬、使レ兵無ニ專將、將無ニ專權也」（周禮軍賦說九貢）と云へるが如く、文武兼帶を以て周官の主旨とするることは明白なる事實である、前に述べたる如く、伍は軍制の名稱であつて、比は郷遂の名稱なれば自ら名目上の差別あれども、比閭族黨州郷の制と、伍兩卒旅師軍の制とは相互に關聯して、教練調發の用を全ふするのである、故に管子内政には

卒伍整于里、軍旅整于郊、内教既成、令勿使遷徒、伍之人、祭祀同福、死喪同恤、禍災共之、人與人相疇、家與家相疇、世同居、少同游、故夜戰聲相聞、以足不乖、晝戰目相視、足以相識、其歡欣足以相死、居同樂、行同和、死同哀、是故守則同固、戰則同強、君有此士也、三萬人、以方（猶橫也）行于天下、以誅無道、以屏周室、天下大國之君莫之能禦也

と云ひ文献通考の總論には、周官小司徒、五人爲伍の制を論じて「凡食土之毛者、除老弱不任事之外、家々使之爲兵、人々使之知兵、故雖至小之國、勝兵萬數可指顧而集也」と述べて居るのである、余は著者が五人組制度の遠源は周制に基づくことを認めらるゝに拘はらず、軍制を祖法とするの説を否定せらるゝの理由を解すること能はず。

余は（一）の疑點に付ては五人組の如き組合の規模餘りに狹小にして、而かも甚だ不確定なる權限否寧ろ單に各種の雜駁なる法令を他動的に傳達奉行するに過ぎざるが如き甚だ不完全なる組合を以て、自治團體の性質を具備するものとは思惟せざるも、著者は之を以て社會的の自治團體と認めらるゝが如

か語氣を洩らぬること一再に止まらるが、この制度(わがひ得ぐくんば)を簡く説め得ぐれ論證は果して尙くに存するのであるが、連帶責任の制は據てゐるに足らず、組内相互の規約は據てゐるに足らず、組頭自撰の法も亦據てあるに足らるるのであらう、中世紀歐洲に行はれたるマナですら法廷の存在を缺いては、自治團體の性質を具備するものとは云へんと論ずる者(ヴノグラッド・フ氏は其一人である)ある位だのに、五人組には司法權は勿論租稅徵集の權能財產所有の權利等自治體の行使すべき獨立の權限は少もその存在を認むること能はず、唯だ僅かに極めて狹小なる範圍内に警察權を有したる外、他は殆んど皆國家社會に對する義務奉行の機關として、他働的作用を爲すに過がたれしものを、自治團體と認め得べきや否、是れ余が疑の存する所である、次きに(II)の疑點とする所は著者が五人組制度の姉妹制度として述べられたるタイシングは、如何にも著者の言の如く、連帶責任の組合なりしも、其元を云くば、此の責任の本體はハンドレドであつて、兵賦徵租及保安の三大義務を連帶責任として負擔して居つたのはハンドレドである。J. H. Round 氏が其の法人格を Solidarité として説明して居るも (Feudal England. P. 53. 參照) 全く之が爲めであつて、國家成立の要素たる Military unity, Financial unity, Police unity, Judicial unity を保持する最下級の單位は此のハンドレドであつた様に思はるゝのである、然しながらハンドレドはタイシングとは違ひ Villa (村) も County (郡) もの中間に於ける Governmental System (施政組織) の一部分にして、其の構成規模の大小、職務權限の廣狹等、勿論五人組に比すべからぬにおられるも、後者即ち五人組の當初の目的は、寧ろ此のハンドレドの方に類似して居るにあらるが、軍制との關係に付いては著者は餘り多くを語つてゐるも、古代の fyrd 制度の復興

に際し、アングロ・ノーマンの諸王がパンドレッドを利用したるの事例もあれば、五人組の本來の目的即ち周禮に淵源する比法の主旨に照らして、軍制との關係を無視することの出來難きは余の辨を待たざる所であらう、然れども徳川時代が軍事的封建制度の世の中なりしに拘はらず、五人組制度を教練調査の目的に利用することなかりしは、兵農分離の結果に外ならず可信するのである、余は此等の點に關し、猶一層精確に著者の高教を辱ふせんことを切望するのである。

終りに臨み余は學海の木鐸、後進の師表たる著者が常に門戸を開放して異説を容れらるゝの大度あるに感じ、茲に脣面なき妄評を試みるの機會に接したるは特に感銘措く能はざる所である、他日堂下に召されて親しく叱教を賜はらば何の光榮か之に如かん。

瀧 本 誠 一